

# いじめの防止等のための基本的な方針（概要）

参考資料2

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策
- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
  - ・ 国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
  - ・ 法に基づく取組状況の把握と検証（「いじめ防止対策協議会」の設置）
  - ・ 重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
  - ① いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
  - ② 早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
  - ③ いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
  - ④ 教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

### 2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策

- 地方いじめ防止基本方針の策定
  - ・ 国の基本方針を参考に、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましい
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
  - ・ いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
  - ・ 地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
  - ・ この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要
- 地方公共団体等が実施すべき施策
  - ・ 地方公共団体等として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策
  - ・ いじめの未然防止や早期発見等の取組等を教員評価、学校評価に位置付ける

### 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
  - ・ 国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
  - ・ 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家（弁護士、医師、警察OB等）等が参加しながら対応
  - ・ いじめに関するささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずに全て当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
  - i) いじめの防止
  - ii) 早期発見
  - iii) いじめに対する措置

## 4 重大事態への対処

### (1) 学校の設置者又は学校による調査

#### 重大事態の発見と調査

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
  - ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものととして報告・調査等にあたる

重大事態への対処については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)参照

### 「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」

#### いじめの防止

- 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
  - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
  - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
  - ・ 東日本大震災により被災した児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。